

骨髄等移植ドナー支援をされた皆さまへ 費用の一部を助成します！

骨髄又は末梢血幹細胞ドナー提供者の負担の軽減と骨髄等を提供しやすい環境づくりの促進を図り、日本骨髄バンクへのドナー登録及び移植の推進に寄与することを目的に助成金を交付します



◎助成対象者

- (1) 令和7年4月1日以降の骨髄等ドナー
- (2) 骨髄等を提供した日及び申請時に新温泉町内に住所がある方
- (3) 当該骨髄等の提供に関し、他の自治体を実施する同様の助成金の交付を受けていない方

◎助成対象となる通院及び入院の内容

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血の採血及び保存のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院

◎助成金の額

骨髄等の提供に係る
通院又は入院の日数※×2万円
(骨髄等の採取、提供にかかる手術その他の医学的措置によって生じた健康被害に係る治療のためのものを除く)

※≪助成対象となる通院及び入院の内容≫に係る日数を合計したもの。1回の骨髄等の提供につき10日を上限。

◎申請に必要なもの

- 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供を行ったことを証明する書類
 - 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証明する書類
- ※ただし、骨髄等を提供した日から1年以内のもの



【問合せ】
新温泉町健康課健康推進係
(保健福祉センター すこやか〜に内)
TEL: 0796-99-2940